

広島県告示第九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成二十五年広島県告示第二百八十三号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十六年一月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

東広島市

二 都市計画事業の種類及び名称

東広島都市計画公園事業

六・五・一号 東広島運動公園

三 事業施行期間

昭和六十年十一月二十八日から平成三十三年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

平成二十五年広島県告示第二百八十三号の事業地のうち、広島県東広島市西条町田口字大幡及び字三升原地内において事業地を追加し、広島県東広島市西条町田口字大幡及び字三升原地内において事業地を変更する。

使用の部分

なし